

令和7年度神奈川県介護事業所等及び介護施設等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、次の事業（以下「補助事業」という。）を対象とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業（令和7年12月16日以降に購入したもの）。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費を除く。

<対象経費（例）>

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所	(ア) 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 (イ) ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費等
入所施設、通所系サービス事業所、 居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	(ウ) 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 (エ) 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業（令和7年12月16日以降に購入したもの）。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費は除く。

〈対象経費（例）〉

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所、 入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	(ア) 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 (イ) ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 (ウ) 衛生用品、医療用品等の購入等経費 (エ) 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 (オ) その他災害への備えとして必要と認められる経費

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援（令和7年12月16日以降に購入したもの）

（注1）食事の準備を委託している場合は、その経費を含む。

（注2）食事提供に係る施設職員の賃金は含まない。

2 補助対象事業を実施できる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次条の表に掲げる介護サービス事業所・介護施設等のうち、次の要件を満たすものを運営する事業者とする。

(1) 神奈川県内に所在するもの

(2) 申請日時時点で神奈川県又は所管市町村の指定等を受け、現に運営をしているもの。

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額の算出方法は、次によるものとする。ただし、消費税及び地方消費税については、本事業の補助対象外とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める補助対象事業者ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に次の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ア 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

1 補助対象事業者		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算算定事業所)	200千円/事業所	第2条第1項第1号に定める	10分の10

	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円/事業所	介護事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な経費
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400千円/事業所	
	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円/事業所	
訪問入浴介護事業所		200千円/事業所	
訪問看護事業所		200千円/事業所	
訪問リハビリテーション事業所		200千円/事業所	
通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円/事業所	
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円/事業所	
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円/事業所	
通所リハビリテーション事業所		200千円/事業所	
特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円/事業所	
福祉用具貸与事業所		200千円/事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円/事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		200千円/事業所	
地域密着型通所介護事業所		200千円/事業所	
認知症対応型通所介護事業所		200千円/事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		200千円/事業所	
認知症対応型共同生活介護事業所		200千円/事業所	
地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円/事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円/事業所	
居宅介護支援事業所		200千円/事業所	
障害福祉サービス事業所(共生型介護保険サービスの指定を受けているもの)		200千円/事業所	
介護老人福祉施設		6千円/定員	
介護老人保健施設		6千円/定員	
介護医療院		6千円/定員	
地域密着型介護老人福祉施設		6千円/定員	
短期入所生活介護事業所		6千円/定員	
養護老人ホーム		6千円/定員	
軽費老人ホーム		6千円/定員	

(注1) 医療みなしで、令和7年9月以降から申請日時点までに介護保険サービスの提供実績がない事業者は補助対象に含まない。

(注2) 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均とすること。

(注3) 定員数は、令和7年4月1日時点とすること。

(注4) 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

1 補助対象事業者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
-----------	-------	--------	-------

介護老人福祉施設	18千円/定員	第2条第1項第2号に定める介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な経費	10分の10
介護老人保健施設			
介護医療院			
地域密着型介護老人福祉施設			
短期入所生活介護事業所			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

(利益等の排除)

第4条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出期日等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、第1号様式による交付申請書兼実績報告書及び必要な関係書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象となる介護事業所を複数有する補助対象事業者は、当該介護事業所に係る第1項に規定する申請を一括して行うものとする。

- 3 第1項の申請は、補助金申請システム（J グランツ）を用いて行うものとする。ただし、これによりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の決定）

第7条 知事は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付（変更）決定通知書を申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 この補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第9条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は法人名(氏名)を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。